

生徒心得

近い将来、一人の自立した個人として社会を構成していくという自覚を持ち、学校の内外において、高校生としてふさわしいマナーや常識をわきまえた分別と責任感を身につけ、自分には厳しく、他人を思いやる心を持った自己を確立すること。

1. 服装・容儀

服装はその人の人柄や教養がうかがわれるものである。常に端正で華美にわたらず、高校生にふさわしい品位を保つように心がけなければならない。身だしなみの観点で、他に失礼のない、信頼される姿を心がけること。

[制服]

①制服は、すべて本校指定の制服を着用すること。それ以外は認めない。また、この制服を見苦しく着用したり、勝手に変形したりしないこと。

○冬服—男女ともにブレザー、冬スラックス・スカート、シャツ・ブラウスを着用。ベスト、セーターは気象状況に応じて着用。シャツ・ブラウスのすそは外に出さないこと。ネクタイ・リボンを着用する際は、シャツ・ブラウスの第1ボタンを留めること。

○合服—男女ともに冬スラックス・スカート、シャツ・ブラウスを着用。ブレザーは着用しないこと。ベストは気象状況に応じて着用。シャツ・ブラウスのすそは外に出さないこと。ネクタイ・リボンを着用する際は、シャツ・ブラウスの第1ボタンを留めること。

○夏服—男女とも夏スラックス・スカート、半袖シャツ・ブラウスを着用。半袖シャツ・ブラウスのすそは外に出してもよい。

○スラックス着用時、ベルトを着用する。ベルトは黒または茶で華美でないものとする。

②制服の着用期間は下記をめどとするが、気温に応じて正しく制服を着こなすこと。

○冬服—4月～5月中旬、10月中旬～3月

○合服—5月中旬～6月中旬、9月中旬～10月中旬

○夏服—6月中旬～9月中旬

[靴下]

① 男女とも靴下は白・黒・紺・灰色の単色で華美でないものとする。

② スカート着用時、タイツ等単色とし、華美でないものとする。

[履物]

①通学時の履物は靴またはシューズとし、華美なものは避けること。サンダル等不可。

②校舎内では指定のスリッパを使用し、外履きと区別すること。

③体育館では定められた内履きシューズを使用すること。

[頭 髪]

- 男女ともに高校生らしい清潔端正なものとし、パーマ・変色・脱色・変形加工等の特殊な加工をしないこと。
- 男子は①前髪：目にかからない長さ、②横髪：耳にかからず、前から耳がすべて見える長さ、③後髪：襟にかからず、前から見えない長さであること。
- 女子は①前髪は眉が隠れない長さ、②顔が隠れない状態であること。
- 女子の髪を結ぶゴム等は、華美なものを使用しないこと。

[異 装]

- やむを得ない事情で異装する時は、生徒指導室で申し出、許可を得なければならない。毎時間の授業で異装届けを提出すること。

[その他]

- 化粧、マニキュア等は禁止する。
- ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は禁止。持ってきた場合、一時的に学校で預かる。
- 高価な物品（鞆・財布 等）は学校へは持ってこないこと。

2. 学校生活

[欠席]

- 欠席は特別な理由がない限りしないこと。
- ①欠席するときは8時15分までに必ず保護者から学校へ連絡をしてもらうこと。
- ②欠席、忌引きした者は、所定の手続きを行うこと。
 - ※欠席が5日以上に渡る時、医師の診断書またはそれに代わるものを添えること。
 - ※忌引きは次の通りとする。
 - ア. 父母 7日
 - イ. 祖父母・兄弟・姉妹 3日
 - ウ. 曾祖父母・伯叔父母・甥姪・その他同居親族 1日

[遅刻]

- 遅刻するときは8時15分までに必ず保護者から学校へ連絡してもらうこと。
- 遅刻した場合は、生徒指導室で遅刻届を受け取り、速やかに授業を受けること。

[早退]

- やむを得ず早退するときは、事前にホーム担任に届け出、学年職員室で早退届に記入し許可を得ること。

[外出]

- 始業後外出する必要があるときは、ホーム担任に届け出、学年職員室で外出届に記入し、生徒指導室を経由し外出すること。

[所持品]

- 所持品には、必ず記名し、自己管理を十分に行うこと。
- 貴重品・多額の金銭は学校に持参しないこと。やむを得ず所持する場合はその管理に十分に留意すること。
- 金品を拾得したり、紛失したりした場合は、生徒指導室に必ず届けること。
- スマートフォン・携帯電話・ミュージックプレーヤー等は校舎内使用禁止とし、ロッカー保管のこと。
- トラブルを避けるため、ツイッター、ブログ等のSNSを不適切に使用しないこと。また、スマートフォン・携帯電話はフィルタリングをするなど家庭でルールを決め、適切に使用すること。
- ゲーム機やトランプ等、学校生活に不必要なものは持ってこないこと。

[学校生活]

- 校舎・校具等の公共物及び器物を破損した場合は、担当教諭に申し出ること。
- 火気・電気・薬品等の使用の際は、事前に関係教諭の許可を得ること。

3. 通学

[公共交通]

- 乗車マナーを守り、他の乗客の迷惑になるような行為はしないこと。
- 通学証明書・学割証明書は所定の手続きを経て事務室で交付を受けること。

[自転車通学者]

- 通学に自転車を利用する者は、生徒指導室に届出をし、許可を得て、本校のステッカーを貼ること。
- 交通規則を遵守し、歩行者・車両に迷惑をかけないこと。
- 指定された駐輪場に整理して駐輪すること。
- 雨天時は必ず合羽を着用し、傘さし運転は厳禁とする。
- 二人乗りは厳禁とする。
- 自転車運転時は、スマートフォン・携帯電話・ミュージックプレーヤー・イヤホン等の使用は禁止する。
- 自転車運転時は、安全のため、ヘルメットを着用すること。

4. 校外生活

[アルバイト]

- 原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、許可をすることがある。
- 長期休業中は下記の基準で許可することがある。
 - ◎就労時間は週4日以内かつ12時間以内にする。

- ◎日数は休業日数の半分以上を原則とする。
- ◎就業時間は午前8時から午後8時までの範囲とする。(1日8時間以内)
- ◎酒類を扱う飲食店などの接客業や、高校生として不適切と思われる職種は認めない。
- ◎欠点科目を持たない者を原則とする。

[原付・自動二輪運転免許]

- 免許取得・運転は禁止とする。

[自動車運転免許]

- ①原則として禁止する。
- ②最終学年において下記の条件で、自動車学校の入校を許可する。
 - ◎就職内定者は、内定後、進学決定者は、2学期期末考査以降で欠点科目を持たない者。
 - ◎欠席、遅刻等が少ないこと。
- ③入校希望者は、必ず生徒指導室に自動車学校入校許可願いを提出すること。
- ④免許取得後の自動車運転は3月31日まで禁止とする。
- ⑤免許証は保護者の責任で管理する。

[その他]

- ①18歳未満出入禁止場所(クラブ、酒類を扱う飲食店、麻雀荘、パチンコ店等)をはじめ風紀上好ましくない場所への出入りは禁止する。
- ②夜間(22時～4時)の外出は禁止する。
- ③金銭・物品等の貸借はせず、トラブル防止に努めること。賭け事等も禁止とする。